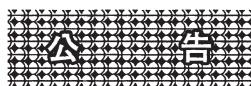


会計課



長野県告示第276号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年4月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名 (名称)	住 所	売りさばき場所
社会福祉法人 安曇野市 社会福祉協議会	安曇野市三郷明盛 2198番地1	安曇野市三郷明 盛2198番地1

会計課

長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項、第30条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県天然記念物の指定を解除します。

平成19年5月1日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所 及 び 名 称
絹本著色地蔵十王図	11幅	駒ヶ根市赤穂29	駒ヶ根市赤穂 29 光前寺
絹本著色菊慈童	1幅	飯田市追手町 2丁目655-7 飯田市美術博物館	飯田市
高遠山古墳出土 品	38点	中野市大字一本木 字大田495-6 中野市歴史民俗資料館	中野市

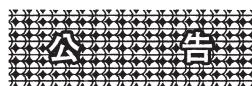
2 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	所 在 地	所 有 者 の 住 所 及 び 名 称
沓掛温泉の野生 里芋	小県郡青木村大字沓掛字 湯尻481-2 及び481-5	小県郡青木村 大字沓掛418 沓掛芳己
	小県郡青木村大字沓掛字 湯尻481-4	小県郡青木村 大字沓掛409 沓掛ます子

3 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指 定 告 示
鳥出神社のケヤ キ	飯山市大字下木島字鬼神 堂425	昭和40年4月30日 長野県教育委員会 告示第5号

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年4月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県慢性腎臓病の病態と治療研究会

3 代表者の氏名

樋 口 誠

4 主たる事務所の所在地

松本市筑摩2丁目17番5号

5 定款に記載された目的

この法人は、慢性腎臓病患者に対し、早期診断と治療方法ならびにその結果について地域レベルの研究事業を実施し、その成果から慢性腎臓病治療への科学的根拠を得て先端医療の開発治療法の向上発展ならびに治療薬研究開発のための治験の推進に寄与することを目的とする。

N P O 活動推進課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

スポーツ栄養賞

平成19年4月16日表彰

山室 忠

酒井 裕唯

人 事 課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称 長野都市計画及び須坂都市計画下水道 千曲川流域下水道	6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の収容台数 336台 (2) 駐輪場の収容台数 24台 (3) 荷さばき施設の面積 53平方メートル (4) 廃棄物等の保管施設の容量 44立方メートル
2 都市計画を定める土地の区域 下水管渠 平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、長野市大字穂保字町裏を変更し、大字大町字中堰内並びに大字村山字イカリ並びに若穂綿内字南条、字田中、字東古屋、字下馬場沢、字上馬場沢、字高野、字町田及び字大橋並びに若穂川田字領家及び字領家東並びに若穂牛島字村南沖及び字村東中堰向沖を削る。	7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後8時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数 10か所 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、須坂市大字小島字新田提間及び字新田東村並びに大字中島字砂間を変更し、大字中島字粟地河原並びに大字井上字前田、字長沢、字砂田、字松宮及び字京善橋並びに大字福島字蛇沢並びに大字九反田字西田及び字前田並びに大字小河原字新田組沖、字別府組沖、字別府山道南沖、字北組沖、字雁田道北沖、字南山道北沖、字南組沖、字須坂道東沖及び字高井野道北沖並びに大字日滝字地蔵原、字古池、字寺窪、字行人塚、字梨木原及び字境塚を削る。	8 届出年月日 平成19年4月16日
平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、高山村大字高井字千本松裏を削る。	9 届出書及び添付書類の縦覧の場所 長野県商工部産業政策課又は長野地方事務所商工観光課
3 都市計画の案の縦覧場所 長野県生活環境部生活排水対策課、長野市役所、須坂市役所、上高井郡小布施町役場	10 縦覧の期間 平成19年5月1日から平成19年9月1日まで
4 縦覧期間 自 平成19年5月2日 至 平成19年5月15日	11 意見書の様式 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。
	12 意見書の提出先 長野県商工部産業政策課又は長野地方事務所商工観光課
	産業政策課
公告 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。 なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。 平成19年5月1日 長野県知事 村井 仁	公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。 平成19年5月1日 長野県知事 村井 仁
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半ホームエイド須坂店 須坂市大字高梨245ほか	1 都市計画の種類及び名称 塩尻都市計画地域地区（用途地域）
2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所 株式会社綿半ホームエイド 長野市南長池205	2 縦覧場所 長野県土木部都市計画課及び塩尻市役所
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所 株式会社綿半ホームエイド 長野市南長池205	都市計画課
4 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年12月17日	公告 次のとおり一般競争入札に付します。 平成19年5月1日 長野県公営企業管理者職務執行者 長野県企業局長 峰山 強
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,692平方メートル	1 入札に付する事項 (1) 借入をする物品等及び数量

(2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間
平成19年6月1日から平成24年5月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局経営企画課

電話 026（235）7371

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年5月15日（火）午前10時

イ 場所 長野県庁 8階 審問あっせん室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年5月14日（月）午後5時

イ 場所 長野県企業局経営企画課

（県庁専用郵便番号 380-8570）

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否
必要とします。

(8) 契約方法
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とします。

(9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

経営企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、東御市八重原915-27西村誠ほか8名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成19年5月1日

長野県監査委員 樽川通子
同 東方久男
同 宮澤敏文
同 高見澤賢司

19監査第9号

平成19年（2007年）4月25日

（請求人） 様

長野県監査委員 樽川通子
同 東方久男
同 宮澤敏文
同 高見澤賢司

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)

平成19年3月20日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

（別紙）

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

東御市八重原915-27	西村誠
東御市八重原915-27	西村悦子
上田市踏入1-2-8	宮沢幸治

諏訪郡下諏訪町2342-31 永井 裕子
 千曲市大字森2505 竹内 昌子
 松本市筑摩3-4-11 山田 稔
 飯田市伊豆木3915 中津 賴照
 飯田市伊豆木5825 関嶋 彰
 下伊那郡喬木村3314-3 太田 忠
 請求人代理人
 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73
 弁護士 松葉 謙三

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成19年3月20日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求は、次のとおりである（原文のまま）。

(1) 知事特別秘書の採用

長野県知事村井仁は、地方公務員法第3条第3項第4号と特別職の指定に関する条例に基づき、平成18年10月1日付けて、知事特別秘書として平田太司を採用した。

(2) 特別秘書の仕事の内容

長野県知事は、知事特別秘書の仕事を、村井仁の活動の内、一般職である春日秘書が地方自治法上制限され、出来ない活動、即ち「政務」政治的行動につき、秘書の仕事をさせることと位置づけている。例えば、県議会議員の選挙のための事務所開き、応援演説などの日程調整、付き添いなどである。

(3) 給与支給の違法性

特別秘書は、地方公務員法36条などの政治的行為の制限を受けないが、政治的行為をすることを特別秘書の仕事とし、それ故に県から給与を得ることはできない。

しかしに、知事特別秘書平田太司は、前記のとおり、政治的行為を仕事とし、これにより、平成18年10月1日から長野県から給与を得ていることは、違法である。

(4) 結論

よって、監査委員は、長野県知事に対し、次のとおり勧告することを求める。「長野県知事は、村井仁、平田太司その他財務会計行為の責任者に対し、平成18年10月1日以降の平田太司の給与相当額を返還せること。」

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備していると認め、平成19年3月20日、これを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から希望しない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

長野県が知事特別秘書平田太司に平成18年10月1日以降給付した給与の支出が、違法な公金の支出であるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部秘書課、同人事課を監査対象機関とした。

3 監査の実施期日

平成19年4月18日に監査対象機関職員から事情聴取を行うと

ともに意見書を徵した。

第3 監査の結果

監査対象事項に違法性は認められず、本件請求には理由がない。

以下事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査並びに監査対象機関から事情聴取を実施した結果、次に掲げる事項を確認した。

(1) 知事特別秘書平田太司の任用、給与の支給、業務について

ア 任用の経過

平成18年10月1日付で、長野県知事村井仁は平田太司を長野県知事特別秘書に任命した。

イ 給与の支給

長野県は特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）に基づき平田太司に対し、平成18年10月1日から長野県職員措置請求書を受理した平成19年3月20日までの間に給与を支給した。

ウ 業務

知事特別秘書平田太司が専任で行っている業務は、知事に対して選挙応援等の依頼があった場合の対応、知事支援者との各種調整、知事の政治的活動に関連する情報の収集・分析、知事が公務目的で県庁を離れる場合の随行などである。

また、通常は、秘書課執務室において、一般職の他の秘書課職員と共に、知事への面会要望者に対する対応や電話対応、知事への出席依頼があった行事等への対応、さらには、知事が公務出張する場合には知事に随行し連絡調整を行なうなどしている。

(2) 政治的行為の制限

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項において地方公務員の職は一般職と特別職に分けるとされ、同条第3項において特別職となる職が限定列挙されている。同項には特別職の一つとして、第4号に「地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの」との規定がある。

また、同法第36条では、職員の政治的行為の制限を規定しているが、同法第4条第2項において「この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」とされている。

なお、「新版 逐条地方公務員法」（橋本勇著 学陽書房）によれば、同法第3条第3項第4号に定める長の秘書の職は、長等の「特別の信任に基づいて自由に任用することを適當とする職である」「特別の信頼関係に基づいて任用される以上、身分を保障することや政治的行為の制限に服することは適當ではない」とされている。

イ 特別職の指定に関する条例（昭和26年長野県条例第29号）においては、「知事の職」の専任の秘書1人の職を特別職として指定している。

ウ 平田太司は知事特別秘書として任命されており、したがって政治的行為の制限を受けない。

2 判断

請求人は「政治的行為をすることを知事特別秘書の仕事とし、「長野県から給与を得ていることは、違法である。」と主張する

が、知事特別秘書は知事の政治的行為に関わることのみをもつてその業務としているわけではなく、通常は、知事が公務を遂行する場合における秘書課業務に従事していることが認められる。

知事特別秘書は、地方公務員法第3条第3項第4号及び特別職の指定に関する条例により制度的に認められた職であり、平田太司は適法に任命された特別職に属する地方公務員である。従って、地方公務員の政治的行為の制限を規定した地方公務員法第36条が適用されないことから、政治的行為に関わる業務も含めて県が給与を支給することに違法性は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断する。

監査委員事務局